

知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題

—知的障害者の地域生活継続支援における課題として—

植 戸 貴 子

The Issue of “Mother-Child Separation” of People with Intellectual Disability and Their Mothers

Takako UETO

要 約

今日の障害者福祉では地域生活移行が重要な課題の一つであり、施設を出てグループホーム・ケアホームやアパートなどで生活する知的障害者も増えている。一方、親と共に地域で暮らしてきた知的障害者に目を向けると、必ずしも安心かつ安定した地域生活を営んでいるとは言えない実態がある。また、親が適切に在宅サービスを利用せずに「抱えこみ」、最終的に親が倒れてしまい、本人が施設入所を余儀なくされることもある。このことから、「親によるケアが難しくなった後も、地域で適切な支援を受けながら、安定した豊かな生活を続ける」という地域生活継続への支援が課題であり、「適切な親離れ・子離れを促進し、親によるケアから親以外の支援者によるケアへのスムーズな移行を支援すること」が必要となってくる。そこで、本研究では、知的障害者の家族介護や地域生活支援に関する先行研究をレビューし、知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題の背景にある要因を整理・分析した。その結果、「母性・家族扶養という社会的規範を前提とした補完的な公的サービスの限界」「知的障害の特性からくる親のパターナリズム」「子どもの独立という規範の欠如」「障害者に対する社会的抑圧」といった複数の背景要因があることが明らかになった。

キーワード：知的障害者／地域生活継続支援／家族介護／親離れ・子離れ／ソーシャルワーク

I. はじめに

今日の障害者福祉では、地域生活移行が重要な課題の一つとなっており、国は、障害者基本計画の前期重点施策実施5か年計画（2003～2007年）において、「入所施設は真に必要なものに限定」する方針を明らかにした。さらに、障害福祉計画の

基本指針（2009～2011年度）においても、2005年度の福祉施設入所者14.6万人のうち、2.1万人を2011年度末までにグループホームなどに地域移行させるとともに、入所者数を1.2万人減らして13.4万人にするという目標を設定した。このような国の大きな政策転換を受け、実際、施設を出てグルー

プホーム・ケアホームやアパートなどで生活する知的障害者が増えている。

一方で、親と共に地域で暮らしてきた知的障害者に目を向けると、必ずしも安心かつ安定した地域生活を営んでいるとは言えない実態がある。例えば、親が高齢や病気などのために本人のケアが難しくなっても、適切にサービスを利用せずに「抱え込んでいる」ために、結果として、食事がきちんと摂れていない、清潔が保たれていない、外出できずに閉じこもっているなど、本人のQOLが低下しているケースが少なからず見られる。あるいは、ぎりぎりまでサービスを利用せず、突然、親が倒れたために、施設への緊急ショートステイを経て、最終的に正式入所を余儀なくされる人もいる。

このことから、「親によるケアが難しくなった後も、地域で適切な支援を受けながら、安定した豊かな生活を続ける」という地域生活継続への支援が課題であると言える。そして、この地域生活継続を実現するための課題のひとつとして、「親によるケアから親以外の支援者によるケアへのスムーズな移行」が必要となってくるが、現実には、親とりわけ母親による「抱え込み」が、このバトンタッチを難しくしていると思われる。

そこで、本研究では、母親による「抱え込み」に見られる、知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題に焦点を当て、その背景にある要因を整理・分析し、地域生活継続支援における「親離れ・子離れ」の促進のための方策を探る。

II. 知的障害者の地域生活と「親離れ・子離れ」に関する問題意識

知的障害者福祉の研究においては、親が障害のあるわが子のケアを「抱え込む」という傾向や、知的障害者と親の「親離れ・子離れ」の難しさ

が指摘されてきている。例えば、麦倉は、母親が「ケアの負担を家族内に抱え込む」（2004：83）という体験をしているとし、ヴォルフェンスベルガーも、「成人した障害者は、親との関係のなかでは巣離れは特に困難である」（1995：25）と述べているなど、知的障害者の支援を考える際の問題意識の一つとなっている。

さらに、知的障害者の地域生活を「親離れ・子離れ」問題と関連づけた議論も見られる。白波瀬・香川は「家族と暮らす障害者に目を向けると、『親亡き後の生活』への心配を抱えながらも、親離れ・子離れする機会を見極められない状況」（2003：14）があると述べており、西村（2007：75）は、これまでのわが国の知的障害者福祉のあり方を批判して、「未だに家族のケアに依存している問題」を指摘し、「親子を分離して『どのように支援していくか』という視点が重要である」と主張している。また、筆者が実施した障害者相談支援専門員への聞き取り調査においても、地域で生活する知的障害者の相談支援事例に見られる課題の一つとして、「親の過保護」のケースが多いことが挙げられており（植戸 2011：5）、「親がサービスの利用に抵抗を感じている」、「母親が本人を離そうとしない」、「本人を外に出そうとしない」など、親がわが子のケアを抱え込むことが、本人の地域生活に必要なサービスや支援の導入を阻んでいると捉えられていた。

このように、知的障害者と親（特に母親）の間には「密着関係」が存在し、それが成人した知的障害者の地域生活の継続に必要な支援への移行を困難にしていると言える。

III. 研究の方法

本研究では、知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題について、先行研究のレビューを通し

て考察していく。知的障害者の地域生活支援が話題になり始めた1990年代後半以降の文献を中心に、主として知的障害者の家族介護や地域生活支援などをテーマとした研究の中から、知的障害者と家族、特に母親との関係性について論じている箇所を取り上げた。そして、知的障害者と母親の間の「親離れ・子離れ」問題がどのような視点から捉えられ、背景にどのような要因があると考えられているかを分析する。

IV. 研究結果

レビューした先行研究は、1993年～2009年までの18件である(表)。それらの内容を分析した結果、「社会福祉学の立場からの議論」と「比較文化論・社会学の立場からの議論」の2つに大別することができた。さらに、「社会福祉学」の立場には、「制度論的視点」と「実践論的視点」の異なる2つの視点があり、「比較文化論・社会学」の立場には、「家族研究的視点」と「社会学・障害学的視点」の2つ視点があることが分かった。

(1) 社会福祉学の立場からの議論

i) 制度論的視点：母性・家族扶養という社会的規範を前提とした補完的な公的サービスの限界
社会福祉あるいはソーシャルワーク実践の分野において知的障害者の家族介護や地域生活支援を論じた文献では、知的障害児・者に対する制度やサービスのあり方を課題の一つとして挙げたものはいくつか見られた。これらは、知的障害者のケアが母親の手に委ねられており、公的なサービスが母親による介護を補完するに止まっていることの問題点を指摘するものである。すなわち、「子どもの生涯に渡って、母親は『主たる介護者』の役割を期待され」(曾根 2002:61)、「知的障害者の介護は、家族とりわけ母親が一身に背負っている……医療・訓練・教育・福祉が提供される場合は、

多くは母親の存在と役割が前提となっている」(鈴木・塩見他 2005:35-36)という議論である。

そして、このような制度設計の背景には、家族とりわけ母親が障害者の世話をするのが当然とする社会的規範があると分析されている。例えば、井上・塩見は『障害(児)者は生んだ母親が世話をし当り前』というような障害者問題理解(2005:82)があるとしており、岡部も「日本には、障害のある人が成人しても家族に扶養責任を負わせる制度がまだまだ残って」(2004:24)いると述べている。さらに、西村(2007:87, 2009:155)は、サービスや資源が不足していることを指摘し、公的なサービスが、知的障害児者の主なケアの担い手としての親に期待した、補完的なものとして位置づけられていることを問題視している。

このように、母親は一人でケアを担うことを周囲から期待されるために、この役割意識が「親自身の意識の中にも根強く」(岡部 2004:24)あり、「子どもの介護のなかにしか自分の役割を見いだせなくなる」(曾根 2002:61)という。また、実際に、サービスが不足しているために、わが子のケアを抱え込まざるを得ない。結果的に、「介護を受ける障害児者は、適切な時期に親離れの機会を逸すると、ますます家族(とりわけ母親)への依存を強め」(鈴木・塩見 2005:44)ることとなり、「親子それぞれの自立が阻害され」(曾根 2002:61)、「社会的孤立を促進させている」(井上・塩見 2005:82)。西村が主張するように、親は「子離れができていないという見方もできるが、社会もそれを親に求めてきた」(2007:88)と言える。

ii) 実践論的視点：知的障害の特性からくる親のパターナリズム

知的障害者福祉分野の文献には、知的障害の特性によって、親がわが子を守ろうとする傾向が強

化されるという、親のパターナリズムを指摘する議論も見られる。

例えば、知的障害や自閉症のある人の地域生活支援に関する著書の中で、岸田は、「親とは子どもがいくつになっても心配している……我が子に障害があれば過保護・過保守的になるのも無理はない」(2006:33)と述べ、知的障害児・者の親がパターナリスティックになる傾向があることを示唆している。また、上田は、家族が子どもの「保護」者として対応していることについて、「『知的障害』という障害の特性によるところが大きい」(2002:71)とし、知的障害の特性と親のパターナリズムとの関連性に言及している。さらに、中野も、母親たちがわが子のために行政に対してサービスを要求する運動を展開していく中で、「『戦う母』に象徴される家族介護者(となっていく)、……ここでは、知的障害本人の影が薄い」(2009:194)と述べ、本人の主体性が母親の影に隠れ、本人が母親によって守られる存在となっている状況を説明している。

障害のない人たちの多くが、成長とともに自分で考えて判断し、行動する力を身につけていくのに対して、知的障害者は意思伝達能力や判断能力が不十分だと考えられている。そのため、親は、外の世界から本人の生命や利益を守ろうとし、それが「抱え込む」という状態につながっていくという分析である。あるいは、障害ゆえに親が過保護になったとしても、自ら「親離れ」していこうとする身体障害者の場合とは異なり、知的障害者が「親から離れて、自分の世界を広げたい」という思いを自ら表現し、またそれを実行に移すことは、容易ではないであろう。知的障害の特性が、親の過保護や抱え込みにつながり、親の「子離れ」を難しくし、また本人の「親離れ」をも困難にしているという構図が見えてくる。

(2) 比較文化論・社会学の立場からの議論

i) 家族研究的視点：子どもの独立という規範の欠如

家族研究的な視点からは、知的障害者と母親との密着関係の根底には、日本社会における家族関係の特性があると分析されている。「個」を尊重する欧米社会では、子どもはいずれ親から独立するのが当然という社会的規範が存在するが、わが国では、「子どもの独立」という規範が、そもそも欠如しているという主張である。

例えば、武田は、障害者の自立生活に際して、「家族は、最大の協力者であると同時に最大の障害」(2001:122)となっており、親が「私がいなければ何もできない」と考えることに注目して、「親には親の人生があり子には子の人生があるという独立意識の乏しいわが国においては、この傾向はますます助長される」(2001:123)と述べている。また、岡原も、障害者の家族関係の問題について、「私たちがそれぞれの家族で抱えている問題に通底して(おり)、……障害者がいることによって、問題が少しばかり顕著に現れる」(1995:92)と指摘し、子どもの独立という規範の欠如によって、「ベタベタの関係が支配的になってしまう」(1995:91)と分析している。

このように、日本社会における家族関係の特性として、親離れ・子離れが不十分な文化があり、子どもに知的障害があることによって、その問題が一層、浮き彫りになってくると言える。

ii) 社会学・障害学的視点：障害者に対する社会的抑圧

社会学や障害学の文献においては、知的障害者と母親の密着関係の背景には、障害者に対して社会から向けられるネガティブな視線や抑圧があるという指摘が見られる。

例えば、Shakespeare (2006:187) は、家族に

よるケアを良きものとする伝統的な価値観に疑義を示し、親は障害のあるわが子に対して愛他的かつ養育的であるが、一方で、家族は時として、不平等・抑圧・虐待といった特徴を示すこともあるとしている。また、岡原は、「『障害』が社会や個人から否定的にのみ価値づけられているから……罪責感を持ってしまった（持たされてしまった）母親が、そのために子供との閉鎖的な空間を作らざるを得ない」（1995：85）と述べ、社会の中にある否定的な障害者観が、母子の密着関係を創り出していると説明している。同様に、中根は、「知的障害をもつ当事者への（社会からの）『差別的対応』に対して、親がわが子を守ろうとする力学が働く」（2006：22）と述べ、社会からの差別が親をわが子への過保護に向かわせるのだと説いている。さらに杉野は、「障害者を『あってはならない存在』とする社会の中で障害者を抱え込む『親きょうだい』は、社会の差別意識との葛藤を通じて、時に、社会的抑圧を障害者に対して転嫁してしまう」（2007：224）と指摘し、親による障害者の抱え込みの背景に、社会的な差別や抑圧があると分析している。

また、土屋は「行政の措置する『介助／扶養する家族』、これに基礎づけられる家族規範が、障害をもつ人にとって抑圧的に働く」（2002：149）と述べ、「家族による介護」と障害者への抑圧の関連性に言及している。さらに、要田も、親は、障害者が社会に迷惑をかけないように監視する役割を担われているとし、「社会から称賛される国家の『エージェント』としての親の行為とは、障害児から見れば……自由を束縛され……親の管理下におかれる行為」（1999：78）だと説明する。

さらに、石川は、「『不憫』という親の心情には……障害者を哀れむべき無能な者とみなす見方がすでに織り込まれている。『偏愛』すること、必要

以上に手を出すこと、心配することは、いわば『健常者の論理』という鎖で子供を自分もろとも縛りつける行為」（1995：37）であるとし、障害者への過度な家族愛は、健常者の論理を押しつけるものであると批判している。

このように、社会学・障害学の視点から見れば、親が子どもを抱え込む背景には、知的障害者に対する差別や抑圧の存在があると言えよう。

V. 考察

知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」に関する先行研究レビューから、知的障害者と母親の密着関係の背景要因は、多様な視点から分析されていることが分かった。そして、実際の個々の母子関係においては、「母性・家族扶養という社会的規範を前提とした補完的な公的サービスの限界」「知的障害の特性からくる親のパターナリズム」「子どもの独立という規範の欠如」「障害者に対する社会的抑圧」といった複数の要因がさまざまに絡みあい、相乗効果をもたらしながら、母子密着が起こっているのではないだろうか。

例えば、母親が障害児・者のケアを担うのが当然とする社会的な規範は、補完的な公的サービスの仕組みにつながっていくが、反対に、公的なサービスが補完的であることにより、家族や周囲の人たちの「母親が面倒を見るのが当たり前」という意識が助長されてきたとも考えられる。社会的規範とサービスの仕組みの間には、相互に影響しあう関係があると言えよう。また、社会からの期待にこたえて、知的障害児・者のケアを一身に引き受ける多くの母親の姿は、子どもに知的障害があると分かった母親の「モデル」となり、「母親がケアする」という規範が受け継がれてきた側面もあるだろう。

一方で、現在の高齢の親が障害のある子どもを

育ててきた時代に比べて、近年は、障害児・者の在宅福祉サービスが不十分ながらも整備されつつある。したがって、今日の若い母親たちは、子どもが小さい頃から日常的にショートステイやガイドヘルプなどのサービスを利用することに比較的慣れている。このことから、若い世代の家庭においては、親による「抱え込み」が軽減されることも期待できるであろう。

次に、知的障害の特性からくる親のパターナリズムに関して言えば、母親の子どもへの過保護・過干渉や母子の密着関係が、社会の期待する「ケアする母親像」として、ある意味で、肯定的にとらえられてきたとも考えられる。また、公的サービスが不十分なために、常に母親とともに過ごさざるを得ない知的障害児・者は、母親以外の人のケアに慣れる機会が乏しい上に、母親のパターナリスティックな関わりによって、他者によるケアを受け入れることが困難になる。そのことが、母親への依存を強め、母親がますます過保護になるという循環が起きてしまうであろう。

さらに、このような母親のパターナリズムは、子どもの独立を必要なことだと考えない日本の家族観に照らし合わせれば、それほど問題視されず、社会の中で容認されてきたと考えられる。欧米諸国に比べれば、子どもの独立という規範が弱い日本社会ではあるが、それでも、障害のない成人の場合は、卒業して社会に出る時や結婚して家庭を持つ時など、親元を離れることは自然なものと捉えられている。それに対して、知的障害のある人の場合は、親元で暮らし続ける人がむしろ圧倒的な多数派であり、親子同居が「普通のこと」とされている。このように、母親が過保護であっても周囲からあまり批判されることがないため、そのパターナリズムは温存されることになる。

最後に、社会から障害者に対して向けられる抑

圧や差別や、ネガティブな障害者観というものは、上述のような諸要因に対して影響を与える重要な背景要因であろう。知的障害児・者の親が示すパターンリズムは、差別的で抑圧的な社会からわが子を守ろうとする愛情の現われである。そして、母親が知的障害児・者のケアを担うべきという社会規範や、母親のケアを前提とした公的サービスの仕組みは、ネガティブな存在とされる障害者のケアを社会が母親に「押し付ける装置」であると捉えることができよう。

このように、知的障害者と母親の適切な親離れ・子離れを促進していくためには、これらの多様な背景要因が複雑に絡み合う文脈を理解していくことが必要であろう。

VI. ソーシャルワークへの示唆

知的障害者の地域生活継続の実現を支援するソーシャルワークには、これまで議論してきた「親離れ・子離れ」の課題を踏まえた、多面的かつ総合的な支援が求められる。個々の知的障害者とその家族への支援というマイクロ・レベルの介入から、周囲の人たちの家族扶養や家族関係に対する意識の変革や、本人・家族への関わり方の改善といったメゾ・レベルの介入、公的サービスのあり方の見直しや障害観のパラダイム転換などのマクロ・レベルの介入まで、幅広い視野を持った障害者ソーシャルワークが必要となろう。

(1) ミクロ・レベルのソーシャルワーク

まず、母親に対しては、「障害児を産んだ罪責感」や周囲から排除されてきた疎外感などを理解し、共感することが求められる。子育ての段階においては、母親に過度な責任感を植えつけたり、自己犠牲を求めたりしないことが大切である。「障害児だから」という理由で、通常の子育て以上のケアを母親に求めるのではなく、むしろ、公的な

サービスやインフォーマルなサポートを積極的に利用し、母親が自分の時間や世界を持つことを奨励していくことが、本人と母親のそれぞれの健全な自立を促すことになろう。また、母親が「子離れできていない」状態であっても、それを責めるのではなく、そのような母子密着に至った経緯を理解した上で、本人のためには、親が元気なうちから「親離れ・子離れ」の準備をしていくことの大切さを伝え、どうすれば子どもを適切に手放していくことができるかを、ともに考える姿勢を持たなければならない。

次に、父親への支援も重要である。父親が子どもとの関わりをしっかりと持つことの重要性を伝え、両親が協同で子どものケアを行うように促していくことが必要である。父親が子どもと一緒に過ごす機会を増やし、父親が子どものケアを担うことができるように支援していくのである。子どもと父親との距離が縮まることが、母子密着を防ぐことにつながると考えられる。

知的障害のある本人に対しては、自主性を育て、主体性を尊重するような関わり方を心がけなければならない。小さなことでも本人の意思を確認したり、自分で考えて決めたり選択したりする機会を提供したりすることが求められる。そして、このような関わりを通して確認できた本人の成長や年齢相応の自立を、本人や家族とともに喜ぶことで、「親離れ・子離れ」に対する親子の不安も緩和されるのではないか。また、実際に地域で自立した生活を送っている知的障害者やその親を紹介したりして、「親離れ・子離れ」に成功した親子のモデルを示すことも、本人の自立した地域生活を具体的にイメージするのに役立つであろう。

(2) メゾ・レベルのソーシャルワーク

本人や家族を取り巻く周囲の人たちが、適切な母子分離に向けて協力することも必要である。ま

ず、医療・保健・保育・教育・福祉など、本人や家族と関わる関係者の「母親がケアするのが当然」という意識を変えていかなければならない。例えば、親子教室や相談機関などには、母親が子どもを連れて来ることが多いが、父親もアクセスしやすいようなスケジュールに変更する必要がある。また、父親が障害のある子どもの子育てについて学べるようなプログラムを用意したり、父子で参加できるイベントを開催したりすることも、施設・事業所レベルでできる支援と言えよう。さらに、障害児と家族を地域で孤立させないよう、地域全体で見守り支援できるように、多職種・他機関・地域住民が連携できるようなネットワークを構築することが必要である。「地域で子育て」という考え方は、障害のある子どもにも当てはまるものである。

(3) マクロ・レベルのソーシャルワーク

障害のある子どもが生まれると、多くの母親は仕事を辞めたり転職したりして、障害児のケアに専念するようになる。その理由は、現在の公的サービスが、「母親が障害のある子どもを自宅でケアする」ことを前提としており、サービスが十分に整備されておらず、母親がフルタイムの仕事を続けながら障害児を育てていくことが、現実的に非常に困難だからである。したがって、現在の公的サービスを、家族による介護を補完する位置づけから、家族による介護を代替する位置づけにシフトしていくためのソーシャル・アクションが求められる。

(4) ソーシャルワーカーの自己覚知と専門性の向上

知的障害者に対するパターンリズムは、親だけではなくソーシャルワーカーの間にもよく見られる。成人した知的障害者を「ちゃんづけ」で呼んだり「この子たち」と言ったりという習慣が、いまだに残っている。本人がいくつになっても、親

を「保護者」と呼ぶことに抵抗を感じないのも、ソーシャルワーカー側のパターンリズムの表れであろう。ソーシャルワーカーは、知的障害者に対する自らの関わり方を振り返る必要があるだろう。

また、社会全体に存在するネガティブな障害者観を変えていくためには、まずソーシャルワーカーが自身の障害者観を問う姿勢が求められる。ソーシャルワーカーも障害者を抑圧している社会の一員であり、障害者に対してネガティブなイメージを抱いている可能性が高い。自らの障害者観に自覚的になることから始めなければならない。

さらに、ソーシャルワーカーの専門性の向上も不可欠である。近年、障害者福祉の分野にもケアマネジメントの手法が導入されてきたことにより、ニーズとサービスをつなぐことが盛んに行われるようになった。そのような中、サービスにつなぐこと自体が相談支援であるかのように誤解され、ソーシャルワークがマニュアル化・矮小化される傾向も見られる。しかし、そのような実践では、本研究のテーマである「親離れ・子離れ」といった課題を解決することはできない。ソーシャルワーカーには、家族のダイナミクスを踏まえたマイクロ・レベルの実践から、組織や集団をシステムでとらえて介入するメゾ・マクロの実践、障害児・者や家族を取り巻く福祉制度や社会全体の変革を目指すマクロ・レベルの実践までを視野に入れた、ジェネラリスト・ソーシャルワークの実践が求められる。

VII. 本研究の限界

知的障害児・者や家族を取り巻く社会情勢は変化してきており、「親離れ・子離れ」も、世代によってその様相も異なると考えられる。現在の中高年の知的障害者、乳幼児期の知的障害児、ひいてはこれから生まれてくるであろう知的障害児に

とっての、それぞれの母子関係を考えていく必要がある。さらに、「周囲の目」という点からは、知的障害児・者と家族が暮らす場所の地域性も、何らかの影響があると考えられる。したがって、本研究で議論されていることが、個別の地域、個別の親子には必ずしも当てはまらない。

また、本研究は文献研究であるため、知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題を実証的に解明できたわけではない。今後は、知的障害者の地域生活継続と「親離れ・子離れ」の問題との関連性について、実際の相談支援事例などを通じた個別のかつ実証的な研究が必要である。

VII. 結び

知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題に対しては、「親子で仲良く暮らしているのであれば、無理をして親子を分離しなくてもよいのではないか」という反論もある。確かに、障害の有無に関わらず、あるいは子どもがいくつになっても、親はわが子の心配をし、わが子のためにできる限りのことをしてやりたいと思う。その親心を否定して、親子の絆を断ち切ることが、「親離れ・子離れ」が目指すことではない。中根（2006：147）が指摘するように、ケア行為の中には、他者に委ねられるものとそうでないものがある。社会が担える部分は社会に委ね、親にしかできない部分を親が担うという形を取ることで、親への過度な依存や母子密着を防ぐことができる。

一方、本人が親から離れたいと思っているのに、親が本人を手放そうとしないというケースもある。しかし、障害者権利条約にもあるように、障害者は地域で生活する権利を持っており、どこに誰と暮らすかは、本人の意思によって決められるべきものである。知的障害者も、成人すれば、親元から自立する権利を持っているという認識が重要で

ある。

親は本人より先に亡くなり、本人が後に残される。本人が母親に依存した状態のままで生活を続けていると、母親によるケアが受けられなくなった時に、本人は慣れない他者からのケアを受けることになる。その時に本人が経験する不安やストレスの大きさは想像にかたくない。知的障害があり他者の支援を必要とするからこそ、他者のケアを受け入れる力を身につけておかなければならないし、そのためには、母子が密着したままではいけないのである。不本意な施設入所を未然に防ぐためにも、親が元気なうちから、早めに将来計画を立てておく必要がある (Hewitt et.al. 2010: 422)。成長段階に応じて適切に親離れができた知的障害者は、親亡き後の悲しみや寂しさはあったとしても、地域の中で他者のケアを受けながら、安心して豊かに生きていくことができるであろう。

【引用・参考文献】

- 萩原敬子 (1998) 「知的障害者の地域生活への試み～親の立場からの提案」『福祉労働』80, pp.59-63. 現代書館
- Hewitt, A., Lightfoot, E., Bogenschutz, M., McCormick, K., Sedlezky, L., & Doljanac, R. (2010) Parental Caregivers' Desires for Lifetime Assistance Planning for Future Supports for Their Children with Intellectual and Developmental Disabilities, *Journal of Family Social Work*, 13 (5), pp.420-434.
- 井上泰司・塩見洋介 (2005) 「シリーズ障害者の自立と地域生活支援⑦障害保健福祉改革のグランドデザインは何を描くのか～これからどうなる障害者福祉」かもがわ出版
- 石川准 (1995) 「障害児の親と新しい『親性』の誕生」井上眞理子・大村英昭編「ファミリズムの再発見」世界思想社, pp.25-59.
- 岸田隆 (2006) 「障害のある人の地域生活をデザインする」Sプランニング
- 峰島厚他 (2003) 「シリーズ障害者の自立と地域生活支援③希望もてる『脱施設化』とは～利用者・家族の実態・意向調査から」かもがわ出版
- 三井さよ (2010) 「生活をまわす／生活を広げる～知的障害者当事者の自立生活への支援から」『福祉社会学研究』7, pp.118-139. 福祉社会学会
- 水田和江 (2004) 「在宅知的障害児・者を養育する家族の生活問題とサービス利用の状況」『西南女学院短期大学研究紀要』50, pp.17-28.
- 麦倉泰子 (2004) 「知的障害者家族のアイデンティティ形成についての考察～子どもの入所施設にいたるプロセスを中心に」『社会福祉学』45 (1) pp.77-87.
- 中根成寿 (2006) 「知的障害者家族の臨床社会学～社会と家族でケアを分有するために」明石書店
- 中野敏子 (2009) 「社会福祉学は『知的障害者』と向き合えたか」高菅出版
- 西村愛 (2007) 「『親亡き後』の問題を再考する」『東北文化学園大学保健福祉研究』5, pp.75-91.
- 西村愛 (2009) 「親役割を降りる支援の必要性を考える～『親亡き後』問題から一步踏み出すために」『青森保健大学雑誌』10 (2), pp.155-164.
- 岡部耕典 (2004) 「親として子どもの生活を支える」高橋幸三郎編著『知的障害をもつ人の地域生活支援ハンドブック～あなたとわたしがともに生きる関係づくり』ミネルヴァ書房, pp.19-28.
- 岡原正幸 (1995) 「制度としての愛情～脱家族とは」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法～家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店
- Shakespeare, Tom. (2006) *Disability Rights and Wrongs*. Oxon:Routledge
- 白波瀬康徳・香川美加 (2003) 「TRY&トライ：地域生活体験モデル事業の実施から～地域版自活訓練事業で『親亡き後』の安心を」『さぼーと』50 (11), pp.14-19. 日本知的障害者福祉連盟
- 曾根直樹 (2002) 「家族のエンパワメント」佐藤久夫・北野誠一・三田優子編著『福祉キーワードシリーズ：障害者と地域生活』中央法規, pp.60-61.
- 杉野昭博 (2007) 「障害学～理論形成と射程」東京大学出版会
- 鈴木勉・塩見洋介他 (2005) 「シリーズ障害者の自立と地域生活支援①ノーマライゼーションと日本の『脱施設化』」かもがわ出版
- 土屋葉 (2002) 「障害者家族を生きる」勁草書房
- 武田康晴 (2001) 「障害者福祉に関わる人々」児島美都子・成清美治・村井龍治編『第二版 障害者福祉概論』学文社, pp.111-124.
- 上田晴男 (2002) 「自己決定をどう支えるのか I」「施設改革と自己決定」編集委員会編『権利としての自己決定～そのしくみと支援』エンパワメント研究所, pp.69-100.
- 植戸貴子 (2011) 「知的障害者の地域生活のための支援と仕組みづくり～障害者相談支援専門員等を対象と

- した聞き取り調査から』『神戸女子大学健康福祉学部』3, pp.1-13.
- 浦野耕司 (2010)「知的障害のある人の地域生活支援の実践をソーシャルワーク実践にするために」『ソーシャルワーク研究』36, pp.146-154. 相川書房
- ヴォルフェンスベルガー著, (中園康夫・清水貞夫編訳 (1995)「ノーマリゼーション～社会福祉サービスの本質」学苑社)
- 要田洋江 (1986)『『とまどい』と『抗議』～障害児受容過程にみる親たち』『解放社会学研究』1, pp.8-24, 日本解放社会学会
- 要田洋江 (1999)「障害者差別の社会学」岩波書店
- 結城俊哉 (2006)「ハンディをもつ人と家庭・地域生活」相澤譲治編著『三訂 新・ともに学ぶ障害者福祉～ハンディをもつ人の自立支援に向けて』みらい, pp.227-248.

表：知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題に関連する先行研究の概要（1/2）

研究の立場・視点	文 献	関連する記述
社会福祉学 : 制度論的視点 ～母性・家族扶養と いう社会的規範を 前提とした補完的 な公的サービスの 限界を指摘	曾根直樹（2002）「家族のエンパワメント」佐藤久夫・北野誠一・三田優子編著『福祉キーワードシリーズ：障害者と地域生活』中央法規	「子どもの生涯に渡って、母親は『主たる介護者』の役割を期待される」（p.61） 「母親は子どもの介護のなかにしか自分の役割を見いだせなくなる。すると、結果として親子の依存関係が強くなり、親子それぞれの自立が阻害される」（p.61）
	岡部耕典（2004）「親として子どもの生活を支える」高橋幸三郎編著『知的障害をもつ人の地域生活支援ハンドブック』ミネルヴァ書房	「日本には、障害のある人が成人しても家族に扶養責任を負わせる制度がまだまだ残って……制度だけでなく、人々の、そして親自身の意識の中にも根強くある」（p.24）
	井上泰司・塩見洋介（2005）「シリーズ障害者の自立と地域生活支援⑦障害保健福祉改革のグランドデザインは何を描くのか」かもがわ出版	「『障害（児）者は生んだ母親が世話をして当たり前』というような障害者問題理解は、障害者本人や母親に『気兼ね・遠慮』を日常化させ、社会的孤立を促進させている」（p.82）
	鈴木勉・塩見洋介（2005）「シリーズ障害者の自立と地域生活支援①ノーマライゼーションと日本の『脱施設化』」かもがわ出版	「知的障害者の介護は、家族とりわけ母親が一身に背負っている……医療・訓練・教育・福祉が提供される場合も、多くは母親の存在と役割が前提となっている」（pp.35-36） 「介護を受ける障害児者は、適切な時期に親離れの機会を逸するとますます家族（とりわけ母親）への依存を強め……精神的にも障害者と家族を分かちがたい依存関係に導いていく」（p.44）
	西村愛（2009）「親役割を降りる支援の必要性を考える～『親亡き後』問題から一歩踏み出すために」『青森保健大学雑誌』10（2），pp.155-164.	「外部のサービスや資源がまだまだ不足しており、家族内の世話や介護が未だに強く期待されている」（p.163） 「家族は、介護を余儀なくされている。外部の社会資源は、その介護の一部を肩代わりするものに過ぎず、……地域で頼れるサービスや人は皆無に等しい」（p.162）
	西村愛（2007）「『親亡き後』の問題を再考する」『東北文化学園大学保健福祉研究』No.5, pp.75-91.	「知的障害児者の主なケアの担い手は家族であり、公的なサービスは補完的なものとして位置づけられている」（p.87） 「（親は）子離れができていないという見方もできるが、社会もそれを親に求めてきた」（p.88）
社会福祉学 : 実践論的視点 ～知的障害の特性からくる親のパターンリズムを指摘	上田晴男（2002）「自己決定をどう支えるのかⅠ」「施設改革と自己決定」編集委員会編『権利としての自己決定』エンパワメント研究所	「家族は本人の『代弁』者というより、『子ども』に対する『保護』者としての対応になっている……『知的障害』という障害の特性（意思伝達能力や判断能力が不十分とされている）によるところが大きい」（p.71）
	岸田隆（2006）「障害のある人の地域生活をデザインする」Sプランニング	「障害のある子の親の子離れの難しさがしばしば問題になる……親とは子どもがいくつになっても心配している……我が子に障害があれば過保護・過保守的になるのも無理はない」（p.33）
	中野敏子（2009）「社会福祉学は『知的障害者』と向き合えたか」高菅出版	「（サービス要求の）運動の主体は『戦う母』に象徴される家族介護者である。ここでは、知的障害本人の影は薄い」（p.194）

表：知的障害者と母親の「親離れ・子離れ」問題に関連する先行研究の概要（2/2）

研究の立場・視点	文 献	関連する記述
社会学・比較文化論 : 家族研究の視点 ~子どもの独立という規範の欠如を指摘	岡原正幸 (1995) 「制度としての愛情～脱家族とは」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法～家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店	「独立するべきという規範意識が親にも子にもないから、ベタベタの関係が支配的になってしまう」(p.91) 「家族における障害者の問題といっても、それは今を生活している私たちがそれぞれの家族で抱えている問題に通底して……障害者がいることによって、問題が少しばかり顕著に現れる」(p.92)
	武田康晴 (2001) 「障害者福祉に関わる人々」児島美都子・成清美治・村井龍治編『障害者福祉概論』学文社	「障害をもつわが子……親が『私がいなければ何もできない』と考える……親には親の人生があり子には子の人生があるという独立意識の乏しいわが国においては、この傾向はますます助長される」(p.123)
社会学・比較文化論 : 社会学・障害学的視点 ~障害者に対する社会的抑圧を指摘	石川准 (1995) 「障害児の親と新しい『親性』の誕生」井上眞理子・大村英昭編『ファミリーズムの再発見』世界思想社	「『不憫』という親の心情には、障害者を差別・排除する社会の現実を憂慮する気持ちと……障害者を哀れむべき無能な者とみなす見方がすでに織り込まれている。『偏愛』すること、必要以上に手を出すこと、心配することは、いわば『健常者の論理』という鎖で子供を自分もろともに縛りつける行為」(p.37)
	岡原正幸 (1995) 「制度としての愛情～脱家族とは」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法～家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店	「『障害』が社会や個人から否定的にのみ価値づけられているから……『障害児』を出産した母親に、障害の原因が現実的にも、象徴的にも帰属されるから……いやおうなしに罪責感を持ってしまった(持たされてしまった)母親が、そのために子供との閉鎖的な空間を作らざるをえない」(p.85)
	要田洋江 (1999) 「障害者差別の社会学」岩波書店	「社会から称賛される国家の『エージェント』としての親の行為とは、障害児から見れば、自らが家族に囲い込まれて自由を束縛され、一人前としての人間として育てられずに親の管理下におかれる行為にほかならない」(p.78)
	土屋葉 (2002) 「障害者家族を生きる」勁草書房	「行政の指定する『介助/扶養する家族』、これに基礎づけられる家族規範が、障害をもつ人にとって抑圧的に働く」(p.149)
	中根成寿 (2006) 「知的障害者家族の臨床社会学～社会と家族でケアを分有するために」明石書店	「日常生活における知的障害をもつ当事者への『差別的対応』に対して、親がわが子を守ろうとする力学が働く。こうして親に期待される役割としての『保護』が強化されていく。つまり、社会の対応が知的障害者家族の親の親性を強く引き出す」(p.22)
	Tom Shakespeare (2006) "Disability Rights and Wrongs". Oxon: Routledge	"I thought it was important to challenge the traditional valuation of family support for disabled people. Whereas parents had previously been celebrated as altruistic and nurturing, I pointed to the inequality, oppression and abuse which were sometimes a feature of the family." (p.187)
杉野昭博 (2007) 「障害学～理論形成と射程」東京大学出版会	「障害者を『あってはならない存在』とする社会の中で障害者を抱え込む『親きょうだい』は、社会の差別意識との葛藤を通じて、時に、社会的抑圧を障害者に対して転嫁してしまうことがある」(p.224)	

植戸 貴子